

輸送施設の使用停止及び付帯命令書

殿

貴社経営の一般貨物自動車運送事業について、下記1のとおり貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されたので、同法第33条の規定に基づき、下記2及び3のとおり輸送施設の当該事業のための使用を停止することを命ずる。さらに、この処分に伴い同法第34条第1項の規定により、下記2の事業用自動車の自動車検査証を、運輸支局長に返納し、自動車登録番号標及びその封印を取り外したうえ、その自動車登録番号標について同支局長の領置を受けるべきことを命ずる。

このような違反行為は、事業の健全な発達及び輸送の安全確保を阻害し輸送の秩序を乱すことになるから、ただちに法令の定めるところに従って事業を改善し、事業の適正なる運営を図り、再びこのような違反行為を行わないようにするとともに、この違反に対する事業の改善の具体的措置について、平成年月日以降に呼出による監査を行うので、監査の通知があった場合には、改善報告書及び関係帳票類を持参のうえ神奈川運輸支局に来局されたい。

なお、当該監査を拒否した場合又は改善報告書において改善状況が確認できない場合は、特別監査を行うほか、自動車等の使用停止処分等の措置をとることがあることを申し添える。

記

1. 違反事実（本社営業所に係る違反）

別紙のとおり

2. 使用を停止する輸送施設（事業用自動車1両）

自動車登録番号

違反事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等」に基づく処分日車数の算出

(平成 年 月 日 及び 年 月 日 に行った監査時における 営業所 に係る違反)

番号	違反事実 (適用条項)	基準日車数	適用
1	<p>運転者の健康状態の把握が不適切であったこと。</p> <p>【把握不適切 <input type="text"/>】</p> <p>(貨物自動車運送事業法第17条第1項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)</p>	<input type="text"/> 日車	把握不適切 <input type="text"/> %以上
2	<p>点呼を実施していないものがあり、点呼の実施結果の記録が不適切であったこと。</p> <p>【未実施件数 <input type="text"/>】</p> <p>【点呼回数100回に対する未実施件数 <input type="text"/>件】</p> <p>【記載事項等の不備】</p> <p>(貨物自動車運送事業法第17条第3項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)</p>	<input type="text"/> 日車 警告	未実施 <input type="text"/> 件以上 基準どおり
3	<p>乗務等の記録について、次の事項の記録が不適切であったこと。</p> <p>①休憩又は睡眠をした地点及び日時 ②車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の事業用自動車の貨物の積載状況</p> <p>【記載事項等の不備】</p> <p>(貨物自動車運送事業法第17条第3項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)</p>	警告	基準どおり
4	<p>運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督及び実施結果の記録が不適切であったこと。</p> <p>【実施状況 <input type="text"/>未済】</p> <p>【記載事項等の不備】</p> <p>(貨物自動車運送事業法第17条第3項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)</p>	<input type="text"/> 日車 警告	大部分不適切 基準どおり
5	<p>運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断(初任)を受けさせていなかったこと。</p> <p>【受診なし <input type="text"/>名】</p> <p>(貨物自動車運送事業法第17条第3項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)</p>	<input type="text"/> 日車	受診なし <input type="text"/> 名以上
6	<p>重大事故の報告を忘れていたこと。</p> <p>(貨物自動車運送事業法第24条) (自動車事故報告規則第3条第1項)</p>	<input type="text"/> 日車	未届出

7	認可を受けないで事業計画（自動車車庫の新設）の変更を行っていたこと。 (貨物自動車運送事業法第9条第1項)	<input type="text"/> 日車	その他
---	--	-------------------------	-----

処分日車数	<input type="text"/> 日車
-------	-------------------------

備考

- ①「処分日車数」については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け関東運輸局長公示）記2に定めるところにより算出したものである。
- ②「基準日車数」については、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月30日付け関東運輸局長公示）によるものである。

3. 使用を停止する期間

違反事実の処分日車数をもとに「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け関東運輸局長公示）記4に定めるところにより決定されたものであり、具体的な停止期間は次のとおり。

平成 年 月 日から
平成 年 月 日までの 日間

4. 事業計画の変更についての措置

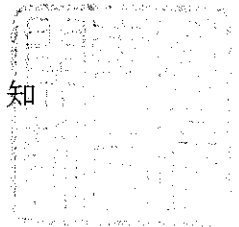
上記1の違反事実により、運行系統の新設等事業規模の拡大に係る事業計画の変更認可申請にあつては、上記3の使用停止期間の終了日の翌日から起算して、3か月間これを行うことができない。

また、事業用自動車の数（増車）に係る事業計画の変更届出にあつては、増車実施予定日が上記3の停止期間の終了日の翌日以降であること。

なお、増車実施予定日が上記3の停止期間の終了日以前の場合には、貨物自動車運送事業法第26条に基づく事業改善命令を発することがあることを申し添える。

平成 年 月 日

関東運輸局長 又 野 己 知



(行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示)

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法に基づき、不服申し立ての手続きを経ずに、処分があつたことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、訴訟においては国を代表する者は法務大臣になります。（処分があつたことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

関東運輸局